

双葉町宅地等除草報償金交付要綱

令和7年4月1日

告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、自らの行政区内において宅地等の除草を実施する行政区に報償金を交付することにより、町内の美化及び生活環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 報償金の交付は、行政区を対象とする。

2 除草の実施箇所は、帰還困難区域を除く宅地等を対象とする。

(報償金)

第3条 報償金の交付額は、実施する面積及び人数により算出するものとし、1回当たり20万円を上限とする。

2 報償金の交付回数は、年間2回を上限とする。

(実施計画書)

第4条 報償金の交付を受けようとする行政区は、作業の実施前に双葉町宅地等除草報償金実施計画書(第1号様式)に双葉町宅地等除草実施者名簿を添付し町長へ提出するものとする。

2 第1項の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。

(交付申請書)

第5条 報償金の交付を受けようとする行政区は、除草の実施後に双葉町宅地等除草報償金交付申請書(第2号様式)及び双葉町宅地等除草報告書(第3号様式)を町長へ提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書及び報告書の提出があった場合において、当該申請書に係る内容を審査し、これを適当と認めたときは、報償金の交付を決定し、その旨を双葉町宅地等除草報償金交付決定通知書(第4号様式)にて行政区に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 報償金の交付決定通知を受けた行政区は、双葉町宅地等除草報償金交付請求書(第5号様式)を速やかに町長に提出するものとする。

(報償金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により報償金を受けた行政区があると認めたときは、その行政区から当該報償金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式(省略)